教育部教職員課 0742-34-5299 (ダイヤルイン)

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

記

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
保健給食課	31	R1. 8. 21	減給 10 分の 1	令和元年5月25日、自宅で妻	地方公務
主事			6月	に対し、暴行を加え傷害を負わせ、	員法第 29
事務職員				その後、同年6月5日、傷害罪で	条第 1 項
				罰金20万円の略式命令を受けた	第 1 号及
				ものである。	び第3号